

## [ 事案 19-2 ] 復活無効確認・保険料返還請求

- ・平成 19 年 4 月 13 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 9 月 27 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

失効した契約の 3 回目の復活請求にあたり、復活不承諾の理由となる入院事実については以前に代理店担当者に話しており、会社は 1 回目の復活の際に既にその事実を知り得ていたはずであるから、3 回目の復活を認めないなら 1 回目の復活に遡って復活がなかったことにして、1 回目と 2 回目の復活時に払い込んだ保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

- (1) 従来から加入していた保険に平成 16 年 8 月に疾病・災害特約を付加するとともに、新たに三大疾病保険契約に加入（保険料支払方法はともに月払・口座振替）したが、預金残高不足により失効・復活を 2 度繰り返し（1 回目復活請求日 16 年 12 月、2 回目復活請求日 17 年 5 月）した。1 回目、2 回目とも復活申込みの際、16 年 8 月に急性膵炎のため入院治療をしたことは、既に同年 9 月に代理店担当者に話しており会社は知っているものと考え、告知書に記載しなかった。
- (2) 更に保険料未払いとなったが、18 年 4 月、会社に 16 年に急性膵炎で入院治療をした際の給付金不払いにつき苦情申出を行い、翌月に 3 回目の復活請求をした際、会社の指示により急性膵炎による入院につき告知のうえ申し込んだところ、前記特約および三大疾病保障保険契約の復活を拒絶されるとともに、過去 2 回復活した同特約等を告知義務違反により解除された。
- (3) もともと 1 回目、2 回目の復活請求時に 16 年の急性膵炎の事実を告知しなかったのは、同年 9 月に給付金請求について代理店担当者に照会した際に入院の事実（責任開始前の入院のため支払対象外）を告げており会社は知っているはずであると思いい、告知書にこの事実を除いた事実を記載したものである。不告知があったとしても、単なる錯誤であり故意または重過失によるものでなく契約解除は不当である。
- (4) また、保険募集人は顧客の入金の有無を管理し未払いがある場合に契約が失効することを告げる義務があるが、代理店担当者はこの義務を怠り保険を失効させたもので、失効には会社にも責任がある。
- (5) 急性膵炎による入院事実が復活拒絶の理由であるならば、会社は前記のとおり 1 回目の復活の際にすでにその事実を知っていたはずであるから、その時点で復活不承諾とし 1 回目と 2 回目の復活時に払い込んだ 8 カ月（16 年 9 月分から 17 年 4 月まで）分の保険料全額を返還してほしい。

### < 保険会社の主張 >

復活請求時の告知については、ご契約のしおり・約款、復活承認請求書および告知書に「あらためて告知が必要なことや、健康状態によって復活の引受を承諾できない場合がある」、「告知は復活を引き受けるかどうかを決める重要な事項ですので、ありのままを正確に記入ください。もし事実を記載せず、または記入した内容が事実と異なっていた場合、契約が解除されたり給付金等の支払いを受けられないことがある」などと、き

わめて平易な文言で記載されている。

にもかかわらず、申立人は入院治療の事実を告知しなかったが、当該事実は告知すべきであった事項に明白に該当する事実であり、申立人が同入院治療の事実を告知しなかったのは、故意でないにしても少なくとも重大な過失に該当すると言ふべきものである。

したがって、1回目と2回目の復活時に払い込まれた同16年9月分から17年4月まで(8カ月分)の保険料返還請求には応じられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立書および答弁書にもとづき審理を行った結果、下記により申立てには理由がないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。

- (1) 保険料の支払いは契約者の基本的な義務であり、保険料の支払いおよびその管理は契約者の自己責任に委ねられるものであり、会社または保険募集人にこれを管理する義務はない。
- (2) 保険募集人に告知受領権限がないことは明らかであるから、保険募集人に入院の事実を告げたことをもって直ちに会社が事実を知っていたと主張することはできない。まして、同募集人は復活手続きに関与していないことは申立人の主張からも明らかで、復活手続きの際の募集人の告知事実の知不知は問題とならない。  
申立人は社会的地位からして事実を明らかにすることの重要性については十分に認識しており、あるいは認識できる立場にあったのだから、錯誤があったとしても当該錯誤は重大な過失によるものと認められる。よって、告知義務違反は有効である。
- (3) 契約自由の原則から、失効した保険契約を復活するかという判断は本来会社の任意に委ねられるものであり、まして、会社が告知義務違反の事実を知ったのは前記のとおり3回目の復活手続きの際であり、1回目および2回目はこの事実を知らなかったのであり、1回目、2回目の復活を認めたことに何ら落度はなく、会社には保険料の返還または損害賠償の義務はない。